

令和3年度 第11回吉川区地域協議会次第

日時：令和4年2月3日（木）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会長報告
- (2) 委員報告
- (3) 事務局報告

4 協議事項

- (1) 上越市吉川緑地等利用施設の廃止の諮問に対する答申について
- (2) 自主的審議事項（公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について）
- (3) 地域協議会の検討事項について
 - ・令和4年度地域活動支援事業等について
- (4) 吉川区地域協議会研修会の開催について
- (5) 分科会の検討報告等について
- (6) その他

5 総合事務所からの諸連絡について

6 そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整

月 日（ ） 時 分から

吉川コミュニティプラザ

7 閉 会

【会長案】

令和4年2月3日

(宛先) 上越市長

吉川区地域協議会
会長 山岸 晃一

上越市吉川緑地等利用施設の廃止について（答申）

令和3年12月28日付け上施第42361号で諮問のあった、諮問第79号：上越市吉川緑地等利用施設の廃止について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市吉川緑地等利用施設の廃止については、吉川区住民の生活に支障はないものと認めます。

なお、吉川緑地が位置する尾神岳周辺については、当区においても数少ない大変重要な観光資源であり、市内外や県外からの多くの来訪者により、賑わいと地域の活性化が大いに期待できる所であります。

今後も指定管理者や当地域と連携し、さらなる緑地周辺の環境整備に尽力頂くとともに、関連する周辺経路の整備や自然環境保全等に関し、これまで以上に配慮されるよう望みます。

地域活動支援事業（令和4年度）の実施に関する考え方について（案）

1 実施主体について

1月6日の会長会議で市長から、「地域協議会からは従来以上に自主的審議に集中し、議論を深めていただきたいことから、経過措置として行う令和4年度の地域活動支援事業における審査及び採択は、市が令和3年度の各区の基準等を活用しながら行う」との説明を行いました。その後の質疑の中で複数の会長から、「令和4年度も地域協議会に審査等を任せてほしい」といったご意見がありました。

そのご意見を踏まえて、改めて「市の今後の対応」を検討した結果、市による審査を基本としながらも、「地域協議会が令和5年度予算案への反映を視野に入れた自主的審議を行うことを前提に、地域協議会として地域活動支援事業の審査、採択を行う意向のある場合は、令和3年度同様に地域協議会へ審査等を依頼する」ことを考えています。

なお、本取扱い案の概要は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、市議会での議論により内容は変更となる場合があります。

2 個別事項について

Q1 地域活動支援事業は、令和4年度をもって終了するのか。

A1 地域活動支援事業は、令和5年度からは実施しない方針です。

Q2 経過措置として行う考え方はどういったものか。

A2 今回の経過措置については、これまで活動されていた地域の団体の皆さんにとって、急となる事業の終了は活動方法の工夫や財源の工面といった点で対応することが難しいのではないかと考え、令和4年度に限って支援を継続するものです。

Q3 これまでの審査基準は28区でそれぞれ地域事情を踏まえたものとなっていたが、市が審査等を行う区については、審査基準を統一するのか。

A3 審査基準を統一する考えはありません。

Q2のとおり、令和4年度は経過措置として考えており、それぞれの区では、これまで地域ごとの考え方をまとめて基準等を作り、審査してきた経過があります。令和3年度の審査基準等を踏まえて審査することを考えています。

Q4 市が審査等を行う場合、地域協議会が採択方針や審査結果について意見を述べることはできるのか。また、これまで地域協議会が担ってきた作業の全部ではないが、一部について、引き続き地域協議会が担うことはできるのか。

A4 採択方針や審査結果について、地域協議会に報告する機会を設けたいと考えています。

また、自主的審議の妨げとならない範囲で、審査基準の見直しや審査の実施などの一部にあっても地域協議会が関わることができるよう考えています。

Q5 配分額に満たなかった場合の対応として、追加募集の取扱いは全区で統一するのか。

A5 これまで活動されてきた地域の団体の皆さんへの配慮を前提としており、経過措置の趣旨からも、募集は1回と考えています。

Q6 令和4年度の経過措置の予算額は、これまでどおり1.8億円か。

A6 令和4年度の予算案は決定していませんが、1.8億円程度を予定しています。

令和3年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

1 採択する事業の分野等

(1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであつて、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

(2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。

(3) 同一団体による同様の事業は、10年間に3回を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。

(4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。

2 補助額の上限

補助額の上限は70万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 補助率

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

4 採択審査

(1) 提案の詳細を把握するため、審査前に提案者によるプレゼンテーションを行う。

(2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。

(3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。

(4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。

(5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額（以下「配分額」という。）までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。

5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものではない。

6 追加募集の実施

採択した事業の提案額の総額が配分額に満たない場合は、必要により追加募集を行う。

地域活動支援事業 吉川区の審査要領

吉川区地域協議会

1 提案事業にかかる勉強会の実施

提案事業にかかる情報共有（研究）及び委員間での認識の共有（意見交換）を目的に、プレゼンテーションの実施後に勉強会を行う。

なお、勉強会において委員から、採点票の「(1)基本審査」及び「(2)地域自治区の採択方針」に適合しない提案であるとの意見が出された場合は、提案内容にかかる認識を共有するため、全委員での意見交換を行う。

2 廃止された他の補助制度の要件に合致する提案の取扱い

提案された事業が廃止された他の補助事業の要件に合致する場合（採択方針1-(2)関連）には、地域活動支援事業で採択すべき事業であるかを協議すると同時に、その補助事業における補助率等を参考に、廃止された補助事業による補助を受けた団体等との間に不公平が生じないよう、慎重に審査するものとする。但し、地域協議会における審査の結果、廃止された他の補助事業の補助率等を上回る条件で採択することを妨げるものではない。

3 審査手順

採択方針の4-(3)に定める審査では、「(3)共通審査基準」の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目に各5点を配点し、全委員による採点後にその平均点を算出することにより順位を決定する。

4 その他

審査の方法や手順、採点の結果を左右する重大な方針を決定する必要がある時は、審査会までに地域協議会の会議において内容を協議する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

令和3年度 吉川区地域協議会研修会 開催要項（案）

【目的】

吉川区における地域振興や地域の課題解決のため研修会を開催し、今後の地域協議会活動の参考とする。

【日時】 令和4年2月26日（土） 午前10時30分～

【会場】 吉川コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

【研修】

■研修内容

- ① 上越市、吉川区の人口の推移等について（事務局説明）
- ② 事例発表「名立のまちづくりに向けて」
講師：名立まちづくり協議会 会長 三浦元二 様
- ③ 質疑応答

【出席者】（予定）

- ・吉川区地域協議会委員
- ・吉川区町内会長連絡協議会
- ・まちづくり吉川
- ・上越市社会福祉協議会吉川支所
- ・吉川区青少年育成会議
- ・吉川区総合事務所（事務局）

【日程】

時間	内容	説明
10:30	開会	開会宣言（司会：吉川区地域協議会 佐藤副会長）
10:31	開会挨拶	吉川区地域協議会 山岸会長
10:35～10:50	研修①	上越市、吉川区の人口の推移について （吉川区総合事務所 所長）
10:50～11:40	研修②	事例発表「名立のまちづくりに向けて」 講師：名立まちづくり協議会 会長 三浦元二 様
11:40～11:55	質疑応答	研修①、②についての質疑応答
11:55	閉会挨拶	吉川区地域協議会 薄波副会長
12:00	閉会	閉会宣言（司会：吉川区地域協議会 佐藤副会長）

【その他】

- ・この研修会は、新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催します。

令和4年1月20日（木）

第13回上越市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長指示

感染拡大を抑えるため、当市においては、今月14日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染対策への対応をお願いしたところですが、以降も、感染者が連日確認されている状況です。

全国的にも新規陽性者数は急激な増加が続いており、新たに1都12県で、まん延防止等重点措置の適用の要請が行われ、明日から2月13日までの24日間、本県にまん延防止等重点措置が初めて適用されることとなります。これを受け、昨日の県の対策本部会議において、知事から県民の皆さんに対し、飲食店における営業時間の短縮や、原則、酒類提供の禁止、不要不急の県外との往来を控えることなどが要請されています。

各部局においては、急速な感染の拡大を抑えるため、市民や事業者の皆さんに要請事項に関する情報を速やかにお伝えし、協力を呼び掛けるとともに、関係機関等との密接な連携の下、全力で対応に当たるよう指示します。

市民の皆さまに改めてお願い申し上げます。

明日1月21日から2月13日までの24日間、まん延防止等重点措置に基づき、これまでも増して、手洗い、手指消毒、換気、「3密」の回避、マスクの着用など、基本的な感染対策を徹底してください。また、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や、不要不急の県外との往来は極力控え、飲食についても、感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控えることや、4人以内の少人数・短時間での実施をお願いします。

体調に不安を感じた場合は、出勤、登校、不要不急の外出を控え、ためらわずにかかりつけ医や県の相談機関へ連絡し、早めに受診してください。また、無症状の方で感染の不安を感じる場合は、県が設置するPCR検査所で検査を受けるようにしてください。

市民お一人お一人の行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。市民の皆さま、事業所の皆さまと共にこの難局を乗り越えたいと考えておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくをお願いします。

結びに、報道機関におかれましても、今一度、市民の皆さまへ感染予防についての呼び掛けにご協力をお願いします。

以上

令和4年1月28日
総務管理部広報対話課

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する 市長から市民の皆さんへの緊急のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する市長から市民の皆さんへの緊急のお願いです。

1 日 時 ー

2 場 所 ー

3 内 容 現在、国の「まん延防止等重点措置」が適用され、市民の皆さんから感染防止に取り組んでいただいておりますが、当市においても、連日、多くの新規陽性者が確認され、これまでになく感染が急拡大しています。

市民の皆さんから、より一層、基本的な感染対策を徹底し、感染リスクを下げる行動をとっていただくよう、改めてご協力をお願いします。

感染者の急激な増加を受け、県では、保健所業務を変更し、濃厚接触者としての検査対象者を陽性者の同居の家族のほか、医療機関や福祉施設などの関係者に限定し、今後、感染が確認された場合は、保健所からではなく、感染者ご自身から濃厚接触したと考えられる人へ連絡することとされました。

職場や学校、友人等から「濃厚接触」との連絡があった場合は、これまでと同様に10日間の自宅待機が必要となり、出勤、登校など外出ができません。また、自宅待機の間発熱などの症状が出た場合は、かかりつけ医や県の相談機関へ速やかに連絡し、受診するようお願いいたします。

市では、市民の皆さんの不安の解消に向け、1月29日（土）、30日（日）に健康相談コールセンターを開設し、新型コロナウイルス感染症の症状や感染予防に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

私たち一人一人がお互いのことを思いやり、「感染しない」「感染させない」「これ以上、広げない」ための対策や行動をとることによって、感染拡大を抑えることができます。大切な家族、友人、職場の仲間を守るためにも、市民の皆さんから、より一層のご協力をお願いします。

本件についての問い合わせ先

総務管理部 広報対話課 広報主任 今井副課長（電話 025-526-5111 内線 1502）